

Q 知人が警察からある事件の疑いをかけられ、任意出頭を求められています。応じた方がよいのでしょうか？

A 法律上、任意出頭の要請に対しては、拒否することもできるし、また、出頭した後、退去することもできるとされています。もっとも、実務上、捜査機関の呼出しに応じないことは、逃亡または罪証隠滅（＝証拠隠滅）のおそれのあらわれであると考えられる見解も有力です。すなわち、捜査機関の呼出しに応じないことで、逮捕される可能性もあるということです。注意が必要です。

Q では、逮捕された場合、その後はどのような流れになるのですか？

A 警察は、留置の必要がないと判断した場合には、直ちに被疑者を釈放しなければなりません。留置の必要があると判断する場合には、被疑者の身柄拘束時点から48時間以内に検察に送致しなければなりません。48時間以内に釈放されるか送検されるかが決まるということです。

コラム Q & A

逮捕されたとき
① 求められたとき、警察に任意出頭を

Q 送検された場合にはどうなるのですか？

A 検察は、留置の必要があると判断する場合には、被疑者の身柄を受け取った時点から24時間以内に、裁判官に対し、被疑者の勾留を請求しなければなりません。留置の必要がないと判断した場合には、直ちに被疑者を釈放しなければなりません。

Q 裁判所が勾留を認めた場合にはどうなるのですか？

A 検察官は、勾留の請求をした日から10日以内に起訴しない限り、被疑者を釈放しなければなりません。但し、必要な場合には、さらに10日間、勾留を延長することができます。検察官は、合計20日の間に起訴すればよいことになります。

Q 警察官や検察官といった捜査機関に対し、どのように受け答えしたらよいのですか？

A 真実をありのままに話すことです。この点注意が必要なのは、やっていないことは絶対に認めないことです。この点については、次回に詳しく説明します。